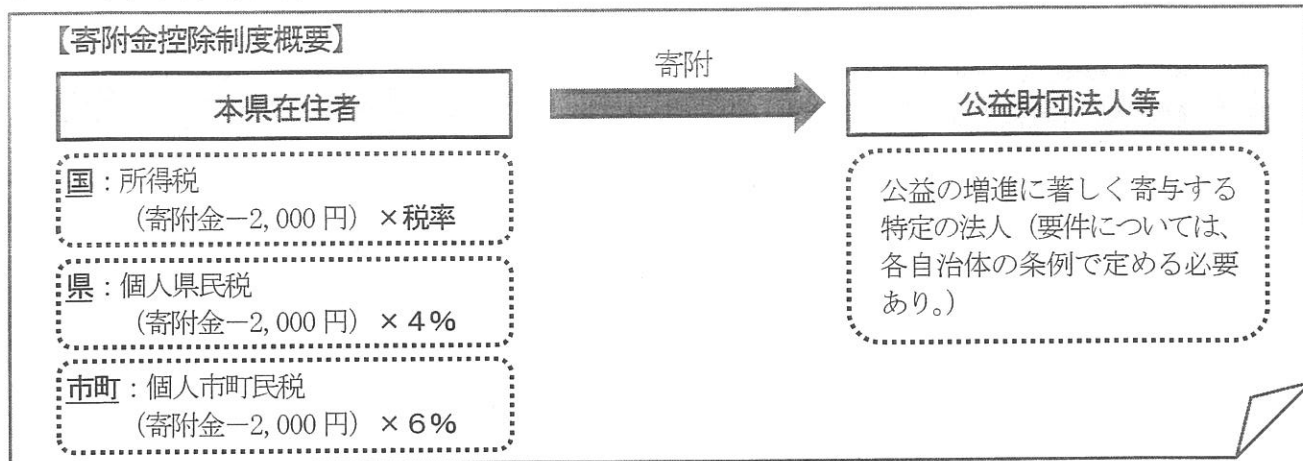


滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

個人県民税の所得割に係る税額控除の対象となる寄附金を見直すため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするもの。



2 経緯

「ワールドマスタースゲームズ2021 関西」の開催に当たり、大会の準備・運用に活用する寄附金を個人県民税の税額控除の対象とするよう公益財団法人ワールドマスタースゲームズ2021 組織委員会（以下「組織委員会」という。）から要請があった。

本県も大会の開催地となっており、県民の福祉の増進に寄与するものと考えられるが、組織委員会の事務所または事業所が県内に置かれていないため、現行の規定では組織委員会に対する寄附金は本県の個人県民税に係る税額控除の対象とならないことから、条例を改正する必要がある、併せて寄附文化の醸成を図る観点から、県内に事務所または事業所は置かれていないが、広域的な公共事業を行い、県民の福祉の増進に寄与する公益財団法人等であれば、広く寄附金税額控除の対象とする一般制度を設ける。

3 概要

現行	改正案	
① 県内に主たる事務所または事業所が置かれている法人等	① 県内に主たる事務所または事業所が置かれている法人等	現行どおり
② 県内に従たる事務所または事業所が置かれている法人等で知事が指定したもの	② 県内に従たる事務所または事業所が置かれている法人等で知事が指定したもの	
	③ 県内に事務所または事業所は置かれていないが、県内で主たる目的である業務を行う法人等で知事が指定したもの	対象の追加

4 施行期日等

公布の日から施行する。

※ 平成31年確定申告（平成30年所得分）から対象とする経過措置を定める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

個人県民税の所得割の税額控除の対象となっていない寄附金についても県民の福祉の増進に寄与する寄附金があることから、当該寄附金についても税額控除の対象とするため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内に事務所または事業所を置かない法人または団体のうち県内において主たる目的である業務を行う法人または団体でこの条例の規定により指定したものに対する寄附金について、新たに税額控除の対象とすることとします。（第21条の2 関係）
- (2) 知事または教育委員会の許可を受けた特定公益信託以外の特定公益信託のうち県民の福祉の増進に寄与する特定公益信託でこの条例の規定により指定したものの信託財産とするために支出した寄附金について、新たに税額控除の対象とすることとします。（第21条の2 関係）
- (3) 県内に事務所を置かない特定非営利活動法人のうち県内において活動する特定非営利活動法人で別に条例で指定するものに対する当該法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金について、新たに税額控除の対象とすることとします。（第21条の2 関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
 - ウ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
第1条から第21条まで 省略 (寄附金税額控除) 第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。） (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金または日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で施行令第7条の17に定めるもの (3) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定	第1条から第21条まで 省略 (寄附金税額控除) 第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。） (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金または日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で施行令第7条の17に定めるもの (3) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定

非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの ア 県内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対するもの イ 県内に事業所または事業所を有する法人または団体 で規則で定めるところにより知事が指定したものに對するもの ウ 公益信託ニ關スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事または教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの	(4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で別に条例で指定するもの（以下「指定特定非営利活動法人」という。）に對する当該指定特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に關連する寄附金のうち、次に掲げるもの（同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。） ア 県内に主たる事務所を有する指定特定非営利活動法人に對するもの イ 県内にその他の事務所を有する指定特定非営利活動法人に對するもの
2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相當する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を	

非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの ア 県内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に對するもの イ 県内において主たる目的である業務を行う法人または団体（アに規定する法人または団体を除く。）で規則で定めるところにより知事が指定したものに對するもの ウ 公益信託ニ關スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事または教育委員会の許可を受けた公益信託（同法第1条に規定する公益信託をいう。エにおいて同じ。）の信託財産とするために支出したもの エ 県民の福祉の増進に寄与する公益信託（ウに規定する公益信託を除く。）として規則で定めるところにより知事が指定したものの信託財産とするために支出したもの (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で別に条例で指定するもの（以下「指定特定非営利活動法人」という。）に對する当該指定特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に關連する寄附金（同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）	2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相當する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を
---	---

適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。

- (1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超え4,000万円以下の金額	100分の50
4,000万円を超える金額	100分の45

- (2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税山林所得金額(次号において「課税山林所得金額」という。)および同項に規定する課税退職所得金額(同号において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき 100分の90

- (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときまたは当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額または課税退職所得金額を有するとき 次のアまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める割合(アおよびイに掲げる場合のいずれにも該当する

適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。

- (1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超え4,000万円以下の金額	100分の50
4,000万円を超える金額	100分の45

- (2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税山林所得金額(次号において「課税山林所得金額」という。)および同項に規定する課税退職所得金額(同号において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき 100分の90

- (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときまたは当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額または課税退職所得金額を有するとき 次のアまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める割合(アおよびイに掲げる場合のいずれにも該当する

ときは、当該アまたはイに定める割合のうちいずれか低い割合) ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合 イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合 以下 省略	ときは、当該アまたはイに定める割合のうちいずれか低い割合) ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合 イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合 以下 省略
---	---

滋賀県条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例新旧対照表（付則関係）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、滋賀県条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を指定するために必要な基準および手続を定めるものとする。 (指定の申出) 第2条 滋賀県条例第21条の2第1項第4号の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に申し出なければならない。 (1)から(6)まで 省略 (指定のために必要な手続) 第3条 知事は、前条の規定による申出を行った特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。 (1) 省略 (2) その行う特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。 ア 省略 イ 前条第1項第5号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があり、その継続が見込まれること。 ウ 省略 (3)から(5)まで 省略 (6) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由が	(趣旨) 第1条 この条例は、滋賀県条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を指定するために必要な基準および手続を定めるものとする。 (指定の申出) 第2条 滋賀県条例第21条の2第1項第4号の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に申し出なければならない。 (1)から(6)まで 省略 (指定のために必要な手続) 第3条 知事は、前条の規定による申出を行った特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。 (1) 省略 (2) その行う特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。 ア 省略 イ 前条第5号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があり、その継続が見込まれること。 ウ 省略 (3)から(5)まで 省略 (6) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由が

ある場合を除き、これを<u>県内の事務所</u> アからエまで 省略 (7)から(12)まで 省略 2 省略 (変更等の届出) 第4条 指定特定非営利活動法人は、<u>第2条第1項第1号、第3号もしくは第4号に掲げる事項に変更があつたとき、解散し、もしくは合併したとき</u>または<u>県内に事務所を有しないこととなつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</u> 以下 省略	ある場合を除き、これを<u>主たる事務所および県内の事務所（県内の事務所がない場合）</u>にあつては、<u>主たる事務所</u>）において閲覧させていること。 アからエまで 省略 (7)から(12)まで 省略 2 省略 (変更等の届出) 第4条 指定特定非営利活動法人は、<u>第2条第1号、第3号もしくは第4号に掲げる事項に変更があつたとき、解散し、もしくは合併したとき</u>または<u>県内に事務所を有しないこととなつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</u> 以下 省略
---	--